

1企統第226号  
平成31年4月24日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府政策企画部企画統計課長



経済センサス - 基礎調査の実施について(依頼)

陽春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、各種統計調査に御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、総務省統計局では、2019年6月から2020年3月までの期間で、全国の全ての事業所・企業を対象とした「経済センサス-基礎調査」を実施することとしており、京都府内においても、本府及び各市区町村が調査を行います。

本調査は、別添のとおり我が国における事業所・企業の活動状態等を全国・地域別に明らかにすることを主な目的とする国の重要な調査で、その調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料として利活用されるほか、事業者の方々にも経営判断の参考資料として広く活用していただいております。

今回の調査は、統計調査員が事業所の活動状態を外観などから確認し、確認結果を「調査員用端末」(タブレット端末)に入力することにより行いますが、新たに把握した事業所など、一部の事業所には「調査票」を配布し、ご回答をいただきます。

つきましては、調査の趣旨や必要性について御理解いただきますとともに、調査の円滑な実施のため、広報用ポスターの掲示、会議等における周知など、貴団体に属する各事業所への周知について格別のご配慮をお願い申し上げます。

担 当	企画統計課産業統計担当 石田・大江・芦田
TEL/FAX	075-414-4496 / 414-4482

統計調査員が事業所の活動状態を外観等から確認する調査です。  
確認結果は、「調査員用端末」(タブレット端末)に統計調査員が入力します。  
今回、新たに把握した事業所など、一部の事業所にのみ調査票を配布します。

## 調査の目的

- (1)我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること
- (2)事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の整備

## 調査の対象

原則として、全国すべての民営事業所を調査対象とします。  
ただし、個人経営の農・林・漁業など、一部の事業所は除きます。

## 調査の時期

2019年6月1日から2020年3月31日までの期間で実施します。

## 調査の根拠法令

○統計法(平成19年法律第53号)に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

## 調査の方法

- ①調査の流れは、総務省-都道府県-市区町村-統計調査員-事業所になります。
- ②統計調査員が総務省統計局作成による名簿に基づき事業所の外観等から活動状態等を確認します。
- ③その結果を『調査員用端末』(タブレット端末)に入力します。
- ④新たに把握した事業所など、一部の事業所には「調査票」を配布します。
- ⑤調査票が配布された事業所には、以下のいずれかの方法でご回答いただきます。
  - (1)パソコンやスマートフォンなどによるオンライン回答
  - (2)調査票に記入し、国へ直接郵送回答(返信用封筒を同封します。)

## 主な調査事項

- すべての民営事業所
  - 名称、所在地、活動状態
  - ※統計調査員が外観等から確認し、その結果を調査員用端末(タブレット端末)に入力します。
- 新たに把握した事業所
  - 上記の他に、従業者数、事業内容、年間総売上高など
  - ※事業所の方に、オンライン又は調査票記入により、ご回答いただきます。

## 統計調査員とは

- 知事が任命する地方公務員です。
- 顔写真を貼付した「調査員証」と調査結果を入力する「調査員用端末」を持参しています。
- 外観からの確認調査が中心ですが、事業所を訪問させていただく場合もあります。  
その際には、調査にご協力をお願いします。

詳しくは、総務省統計局のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/index.html>

経済センサス

検索

日本の未来のために、

とても大切な調査があります。



オンラインで回答  
できます。

# 経済センサス - 基礎調査

調査へのご協力をよろしく申し上げます。

◎調査員が外観等から事業所の活動状態などを確認させていただきます。

◎新たに把握した事業所には調査票を配布させていただきます。

経済センサス

検索

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>



総務省統計局からのお知らせです。

